

住民税特別徴収税額決定通知書 ※見本は写しですが、必ず原本を提出してください

◆入手先:お客様(毎年6月頃に勤務先を經由して配布)

前年分の内容が記載されています

これは源泉徴収票ではありません
※勤務先を経て配布される公的証明書です

平成 年 月 日 給与所得等に係る特別区民税・都民税・特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

給与収入	給与所得	給与所得以外の所得	所得区分	総所得①	特別区民税	都民税	特別徴収税額	控除不足額	既充当額	既納付額	納付済額	未済額	増減額(前年比)	変更月
								0	0	0				

受給者番号 氏名 指定番号
住所 個人番号
区 番(郵便) 号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、滞分の取消しの請求は、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、滞分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を防止するため緊急の必要があるとき、③その他の無効を争うことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも滞分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 5月 日 区長

納付済額	6月分	9月分	12月分	3月分
未済額	7月分	10月分	1月分	4月分
変更月	8月分	11月分	2月分	5月分

組合対先 (代表)

返済率計算に使う金額は
こちらの「給与収入」

(参考) 記載されないもの
・公的年金
・申告により普通徴収が選択された
給与所得以外の所得

発行者は市区町村長

住民税課税証明書 ※見本は写しですが、必ず原本を提出してください

◆入手先:必要年分の『翌年の1月1日に住所があった』市・区役所、町・村役場等

① 同内容でも行政庁により書名が異なる場合があります
「収入金額の記載があるもの」を請求してください

② 前年分の内容が記載されています

③ 収入金額の記載が必須事項

返済率計算で使う金額はこちら

平成 年度 町・県民税課税証明書

(平成 年1月1日現在の住所・氏名を表示しています。)

住所	町 番地	平成 年 月 日	昭和 年 月 日
氏名	生年月日	平成 年分 合計所得金額	

② 収入・所得は平成 年1月1日から平成 年12月31日までの状況です。

収入内訳 給与収入 **以下余白**	所得内訳 営業等所得 給与所得 **以下余白**	合計 基礎控除 雑損控除 医療費控除 社会保険料 小規模企業 生命保険料 地震保険料 配偶者 扶養 扶養障害者 (本人該当項目) 障害者 寡婦(夫) 勤労学生	控除対象配偶者 合計 控除対象扶養 (上記を除く) 人数 特別障害 その他障害	年税額 町民税 所得割額 均等割額 県民税 所得割額 均等割額 非課税理由 備考
--------------------------	-----------------------------------	---	---	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 町長